

4 全体構想

(1) 将来の都市構造

将来の都市構造は、都市づくりの基本方針に基づく基本的な土地利用区分や骨格的な都市施設等の配置に関する考え方を示すためのものです。

本市には、海岸、山林、田園などの豊かな自然環境が残されており、この自然環境と市街地を今後においてもしっかりと区分し、秩序ある土地利用を進めます。また、市街地間の「連携」と市街地内の「集約化」を実現するため、都市的土地利用と自然的土地利用の基本的なゾーニング、主要な拠点の配置、広域・地域間を結ぶ連携軸の活用という3つの視点から、本市の将来都市構造を示します。

1) 都市的土地利用と自然的土地利用の基本的区分

コンパクトな市街地形成を図るとともに、市街地を囲む山地や農地の無秩序な開発の抑制を図るため、本市の都市的土地利用及び自然的土地利用を次のように区分し、それぞれの特性を踏まえた土地利用を展開します。

1 市街地ゾーン

これまで積極的に公共基盤整備を進めてきた地区については、「市街地ゾーン」に区分し、各種都市機能の集積、都市基盤整備の推進、居住環境の向上を進めることによって、良好な市街地の形成を図ります。また、公共施設や商業施設の集客性を活かして、活気とにぎわいのある市街地の創出を図ります。



[小野田駅周辺市街地]

2 農地・集落地ゾーン

市街地を取り巻く農地や集落地は、「農地・集落地ゾーン」に区分し、優良農地の保全及び農業基盤整備の推進を図るとともに、集落地における生活環境の向上を図ります。また、都市と自然が共存するゾーンとして、良好な自然環境や田園景観を持つ居住空間の形成を図ります。



[田園景観]

3 山林ゾーン

市街地の背後に広がる山地・丘陵地は、「山林ゾーン」に区分し、良好な自然環境の維持・保全を図ります。このうち、市中央部の「山林ゾーン」については、都市と自然とが共存するゾーンとして、周囲の自然と調和する産業団地やレジャー空間の維持・保全を図ります。また、宇部市との境界をなす「山林ゾーン」については、現在残されている緑地を保全しながら、緑豊かな住宅地の維持・保全に努めます。



[市街地の背後に広がる山地]

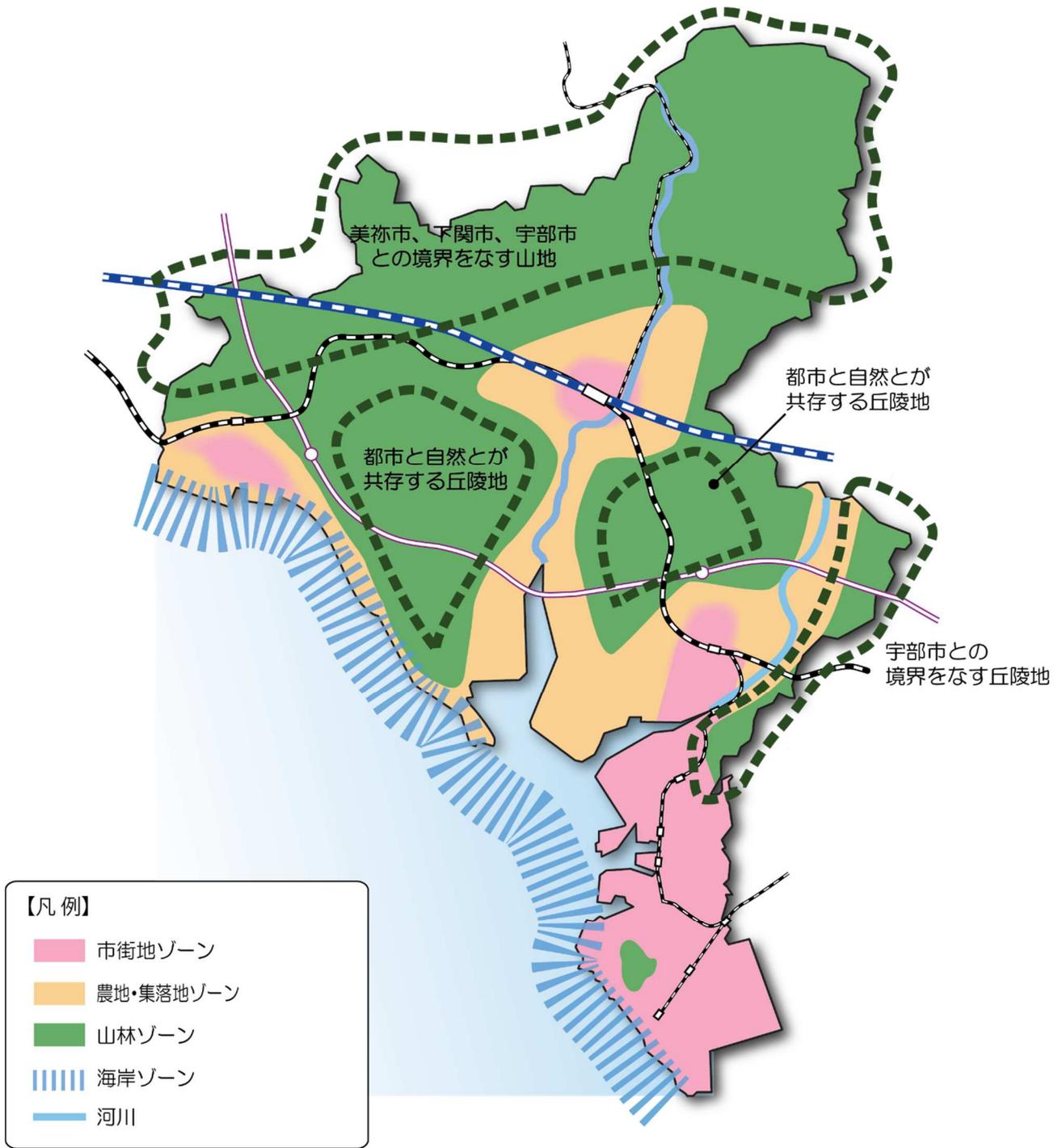
4 海岸ゾーン

市の臨海部一帯は、「海岸ゾーン」に区分し、臨海部の特性を活かした土地利用の展開と瀬戸内海の環境保全に努めます。このうち、焼野海岸をはじめとする海浜については、利用者のニーズに応じた環境整備と景観の保全にあわせて、周辺の観光交流施設と一体的な利用促進を図ります。また、漁港については、漁港施設の整備、水産資源の保全・育成により水産業の振興を図ります。



[焼野海岸(きららビーチ焼野)]

[都市的土地利用と自然的土地利用の基本的区分]



2) 主要な拠点の配置

市の総合計画では、JR小野田駅～市民館周辺、JR厚狭駅周辺に、様々な都市機能を集積させ、市の中心的役割を担う「都市拠点」に、サッカー場～公園通り周辺、JR埴生駅～埴生市街地周辺を、地域での生活や交流の場となる「地域拠点」に位置づけ、これらを中心に様々な都市機能の集積を図ることとしています。

また、この骨格的な拠点配置の考え方を踏まえ、日常的な生活に関わりの深い生活・産業の拠点、そして、より豊かな生活に必要な交流・レクリエーションの拠点を次のように配置します。

1 生活・産業の拠点

●総合サービス拠点

市役所周辺、厚狭地区複合施設周辺については、「総合サービス拠点」として位置づけ、各種行政サービス、金融、医療福祉など多様なサービスを提供する拠点として機能強化に努めます。

●地域サービス拠点

支所・出張所周辺については、「地域サービス拠点」として位置づけ、総合サービス拠点を補完する行政サービス施設を中心として、コミュニティ施設等の充実に努めます。

●工業集積拠点

小野田・楠企業団地、山野井工業団地、新山野井団地などの内陸型工業団地や東沖ファクトリーパークなどの臨海部一帯の工業団地については、「工業集積拠点」と位置づけます。このうち、小野田・楠企業団地については、就業機会の確保と定住人口の増大に寄与する新規企業の誘致を図り、内陸型工業団地や臨海部一帯の工業団地については、既存企業の定着・育成に努めます。

●商業集積拠点

都市拠点、地域拠点内の幹線道路沿道の商業施設集積地区、大規模商業施設を核とする商業集積地区については、「商業集積拠点」として位置づけ、鉄道駅周辺と連携したにぎわいの創出を図ります。

●学術研究拠点

山陽小野田市立山口東京理科大学（以下、「市立山口東京理科大学」）については、「学術研究拠点」として位置づけ、大学が持つ専門知識、人材の活用を通じて、産学官連携の推進による産業振興、学校教育における理科教育の支援、地域における生涯学習の充実に努めます。

2 交流・レクリエーションの拠点

●文化交流拠点

市民館・中央図書館、文化会館を中心とする一帯をそれぞれ「文化交流拠点」として位置づけ、文化を中心とする市民交流の場としての充実を図ります。

●スポーツ交流拠点

市民体育館、野球場、サッカー場などが集積する一帯を「スポーツ交流拠点」と位置づけ、スポーツを中心とする市民交流の場としての充実を図ります。



[県立おのだサッカー交流公園]

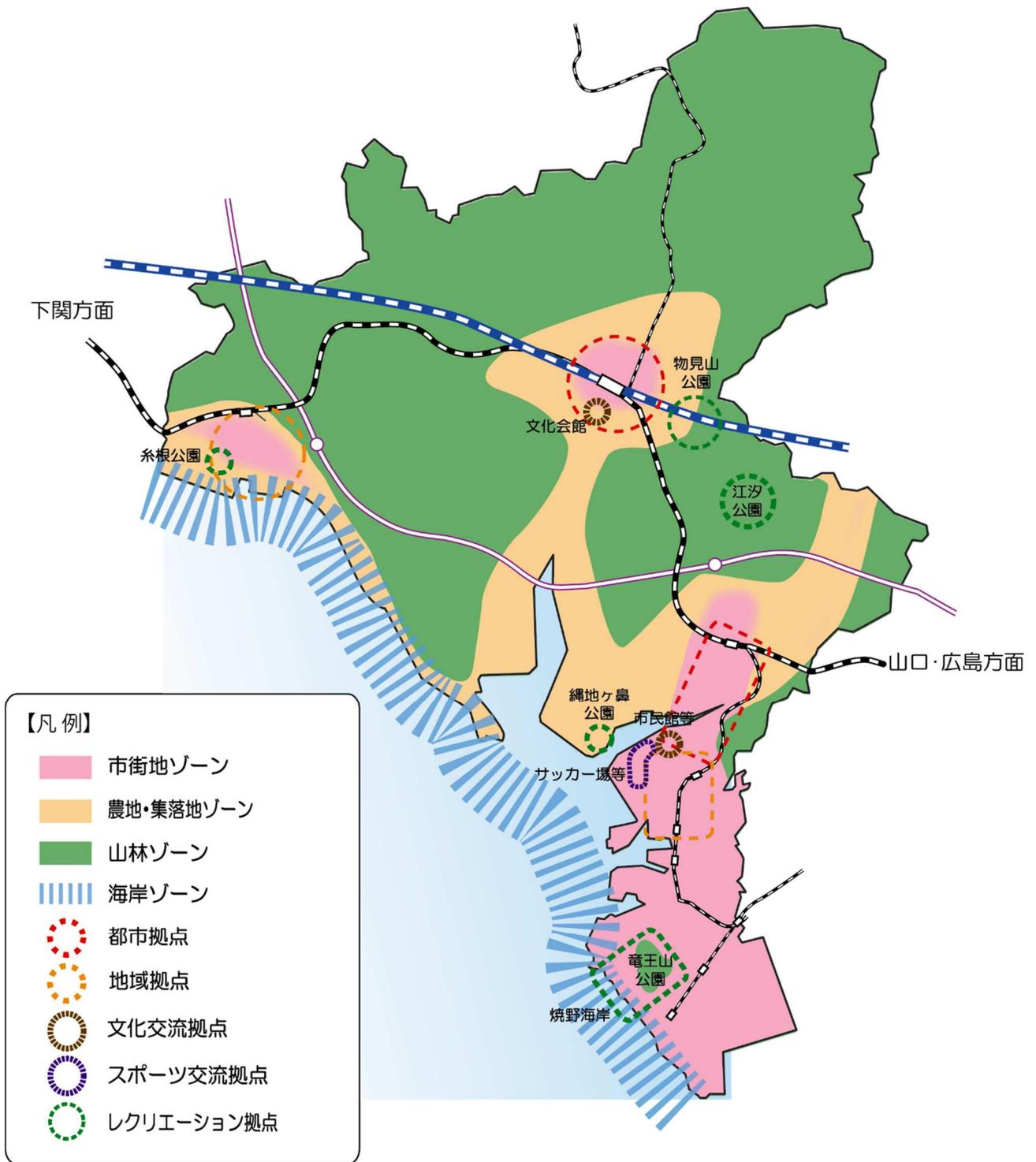
●レクリエーション拠点

江汐公園、焼野海岸及び竜王山公園、物見山公園、縄地ヶ鼻公園、糸根公園については、「レクリエーション拠点」として位置づけ、キャンプ場、遊歩道、休憩施設などの整備を通じて、多くの人に利用されるレジャーや憩いの場としての充実を図ります。



[竜王山公園]

[交流・レクリエーションの拠点の配置]



3) 広域・地域間の連携軸の活用と強化

人や物の移動又は人の交流による本市の活性化を図るため、道路・鉄道といった交通基盤、鉄道・バスといった公共交通サービスにおいて、九州方面・広島方面などの広域からの経済・文化・観光等の交流を図る「広域連携軸（国土連携）」、周辺都市との連携を担う「広域連携軸（都市連携）」、市内の地域間を連絡する「地域連携軸」を設定し、その活用及び強化を図ります。

1 広域連携軸（国土連携）

山陽新幹線、山陽自動車道については、国土レベルの連携を担う「広域連携軸」として位置づけ、市内から九州方面及び広島方面とのアクセス性向上と、広域からの経済・文化・観光等の交流の増大を図ります。

2 広域連携軸（都市連携）

国道2号、国道190号、国道316号、地域高規格道路山口宇部小野田連絡道路、JR山陽本線、JR美祢線については、周辺都市との連携を担う「広域連携軸」として位置づけ、鉄道駅における交通結節点機能の強化、幹線道路の走行性改善等によって都市間連携を強化します。

3 地域連携軸

山地や河川などの地形によって隔たれている地域間を連絡する国道2号、国道190号、県道小野田山陽線、小野田湾岸道路、JR山陽本線、JR小野田線を「地域連携軸」と位置づけ、一体の都市としての発展を目指して、地域間の連携強化を図ります。

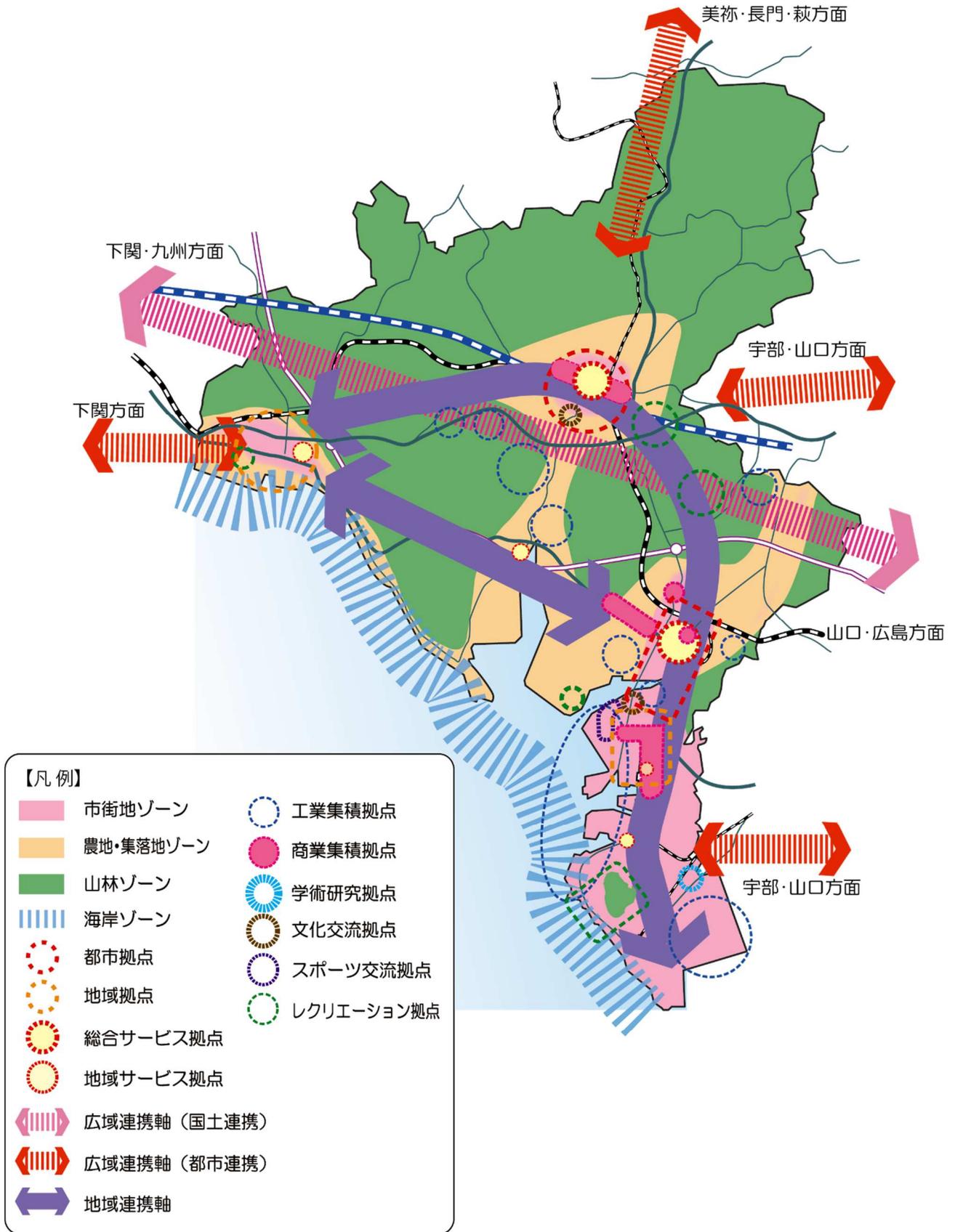


[小野田湾岸道路(有帆川大橋)]

[広域・地域間の連携軸]



[将来都市構造のまとめ]



(2) 土地利用の方針

1) 土地利用の基本的考え方

本市には緑豊かな山林や美しい海岸、農村の田園風景など、多くの自然環境が残されていますが、住宅開発や産業用地開発により、身近な農地や丘陵地が都市的土地利用へと変化し、市街地が拡大し続けてきたのも事実です。

人口減少・少子高齢社会、循環型社会への対応をより一層図るため、都市拠点や地域拠点などを中心に、既成市街地内で土地利用の有効活用・高密度化や都市機能集積を進めるとともに、周囲の自然環境を健全で良好な状態で保全します。このため、土地利用の配置についても、外側から中心部に向かうにつれて土地利用密度が高くなる同心円状パターンを基本とし、より多くの人々が利用しやすい場所に公共性の高い施設や住宅地・商業地を配置誘導し、郊外部には自然環境や田園環境と調和する低密度な低層住宅地を配置誘導します。

また、本市では、地域によって特性の異なる市街地形態が見られることから、こうした歴史的特性や市民の意向等を活かすことに配慮しながら、きめ細かい土地利用の展開を図ります。特に、既成市街地内の空洞化と無秩序な市街地の拡大によって、個性のない街並みが増大しないよう、地域間の結びつきは強化しつつ、各地域において快適で魅力ある住みよいまちづくりを進めます。

【土地利用の基本方針】

市街地内の土地利用の集約化

都市拠点や地域拠点などを中心に都市機能の集約化や都市基盤施設の整備を進め、居住を誘導し、歩いて暮らせるまちづくりを目指します。また、市街地内における空き家・空き地を積極的に活用しながら、多くの人々が暮らす良好な市街地形成に努めます。

無秩序な市街化の抑制

コンパクトな市街地形成を図るため、郊外部での無秩序な開発を抑制し、農地や丘陵地の保全を図ります。

活力ある産業地の形成

本市で働き暮らす人口の増大を図るため、企業誘致や適正な商業施設の配置誘導により、活力ある産業地の形成を進めます。

2) 土地利用の配置方針

1 住居系市街地

●一般住宅地

商業・業務系市街地や工業系市街地に近接する比較的密度の高い住宅地については、「一般住宅地」として位置づけ、住宅地を主体とした土地利用を基本としつつ、近隣商業施設や生活利便施設との混在をある程度許容する地区とします。

一般住宅地においては、狭隘道路しかない地区や、空き家・空き地を多く含む地区など、改善の必要性のある市街地が見られることから、地区計画や面整備事業等を導入しながら生活道路や下水道等の都市基盤整備を進め、快適で生活利便性の高い住宅地の形成を図ります。

また、計画的な土地利用の誘導が必要な地区においては、用途地域の見直しを検討します。

●専用住宅地

丘陵地に位置する住宅地や計画的に開発された住宅団地については、「専用住宅地」として位置づけ、低層住宅を中心とした良好な住環境の維持に努めます。このうち、既に良好な環境を有している住宅地や新たに開発を行う住宅地については、地区計画、緑地協定等の手法を活用しながら、緑豊かな住宅地の維持又は形成を目指します。

一方、宅地化が進まず、都市基盤施設の整備も進んでいない地区については、今後の土地利用の見直し等を踏まえながら、市街地から除外することも検討します。



[良好な専用住宅地のイメージ(青葉台)]

●農村集落地

用途地域の指定のない区域に形成された集落地のうち、地域サービス拠点を中心として大規模なまとまりを持つ集落地については、「農村集落地」として位置づけ、周辺の営農環境と調和の取れた良好な居住環境の整備に努めます。また、農村集落地内で計画的に開発された住宅団地については、専用住宅地と同様に、低層住宅を中心とした良好な住環境の維持に努めます。

●漁村集落地

漁港周辺に形成された密集した住居系市街地については、「漁村集落地」として位置づけ、防災上の安全性に配慮したまちづくりを進めます。このため、空き家・老朽家屋の除却や建築規制緩和措置の導入についても検討しながら、道路空間確保や不燃化促進等を図ります。

2 商業・業務系市街地

●複合業務市街地

本市の「都市拠点」であるJR小野田駅周辺、JR厚狭駅周辺に「複合業務市街地」を配置し、行政機関、金融施設、医療・福祉施設といった行政・業務施設の集積を維持するとともに、これら施設や鉄道駅に近接する利便性を活かして、商業業務施設の集積促進、住宅・中高層マンション等の集積促進を図ります。特に、土地区画整理事業により都市基盤施設が整備された地区については、快適な都市型住宅や商業業務施設の建設を誘導し、計画的に複合型の土地利用形成を進めます。

●商業集積地

本市の主要な大型商業施設の多くは幹線道路の沿道に立地していますが、市街地に近接していることが特徴であり、コンパクトな市街地形成を進めていく上での強みともいえます。

このため、市役所周辺の国道190号沿道、公園通り周辺、そして、大規模商業施設を核として商業施設が集積する地区については、「商業集積地」として位置づけ、市民及び地域住民の購買需要に対応できる商業機能の維持・充実を図る観点から、土地利用規制又は誘導の手法を検討します。

なお、歩いて暮らせるコンパクトな市街地の形成を図る観点から、郊外部に向かってスプロール状に商業施設が拡散することのないよう、商業集積地以外の地区においては、大型商業施設の立地を規制します。

3 工業系市街地

●臨海工業地

臨海部に形成された石油コンビナートや大規模工場集積地については、「臨海工業地」として位置づけ、道路、港湾等の産業基盤の保全を図るとともに、既存産業の高度化や産学官の連携等を通じて活力ある産業機能の維持に努めます。また、産業公害及び都市防災の観点から、事業所内及び周辺の緑化を推進し、良好な工業地形成を目指します。

●内陸工業地

丘陵地内に造成された大規模な工場、工業団地については、「内陸工業地」として位置づけ、周辺の自然環境や居住環境と調和する工業地形成を図ります。

このうち、小野田・楠企業団地では、山陽自動車道、国道2号などの広域交通体系に近接している強みを活かした企業の誘致に努めます。



[小野田・楠企業団地]

4 自然系土地利用

●農地

厚狭川河口一帯の干拓地や住宅地の周辺に広がる優良農地については、農業振興と農地保全を基本とし、新たな市街化を抑制するとともに、農地がもつ生産、環境保全、防災などの多面的機能の保全を図ります。

●山地・丘陵地

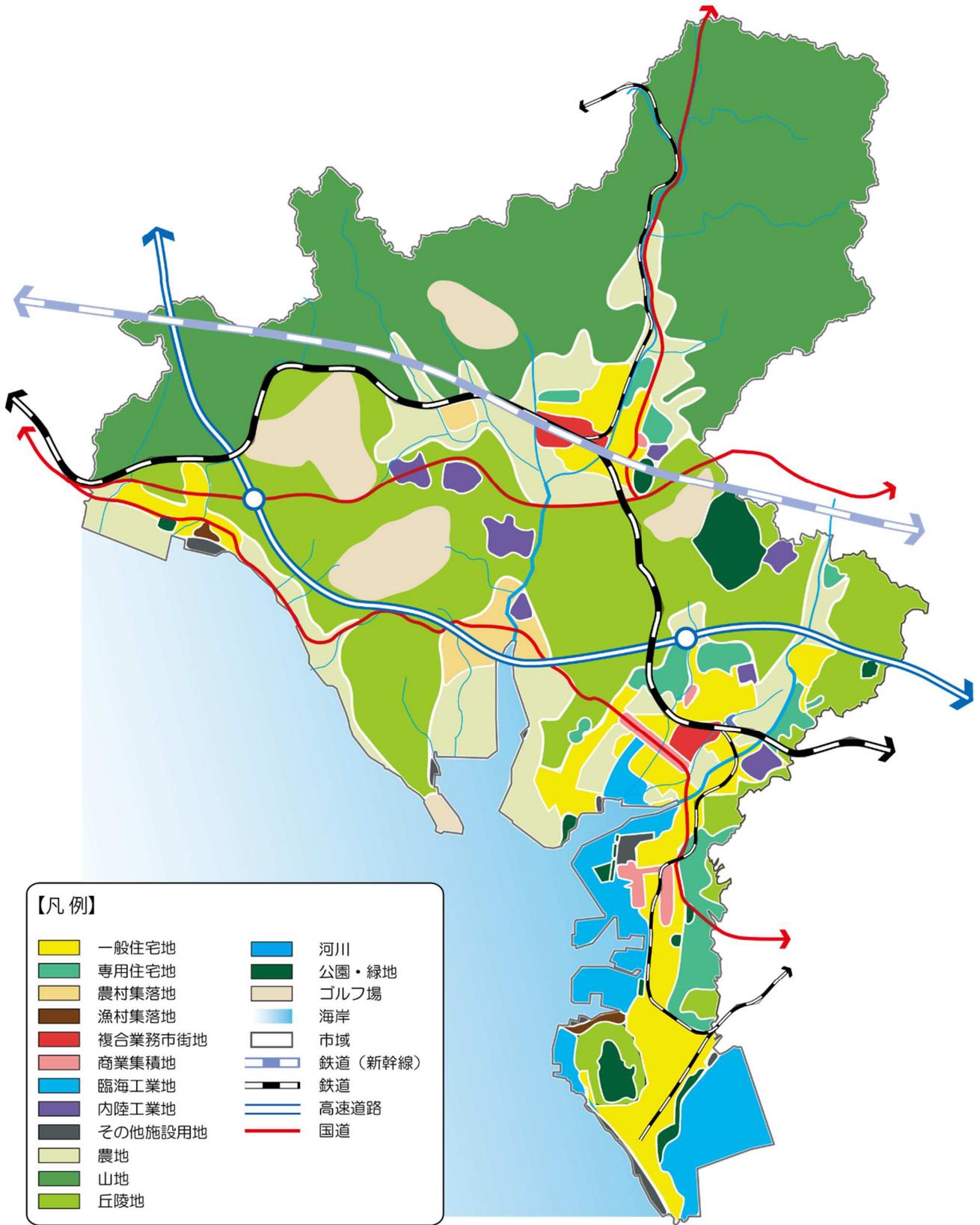
本市を取り囲む山地については、水源涵養、防災、生態系保全等の機能の維持・増進を図るため、今後も良好な自然環境を保全するとともに、自然散策等の場として保全・活用を図ります。

また、市街地の周辺に広がる丘陵地については、市街地に近接する貴重な緑地としての機能を持つことから、都市と自然とが調和する地区として保全・活用を図ります。

●海岸

焼野海岸をはじめとする海浜については、利用者のニーズに応じた環境整備と合わせて、周辺の観光交流施設と一体的な利用促進を図ります。

[土地利用方針図]



(3) 交通体系整備の方針

1) 交通体系整備の基本的考え方

本市の交通体系は、山陽新幹線の厚狭駅や山陽自動車道、さらに、バイパス道路の整備により、広域的なアクセス性の面では非常に便利になっています。一方で、県道小野田山陽線をはじめ、慢性的に交通渋滞が発生する区間がみられるほか、住宅地内の狭い道路を自動車が通り抜けるために歩行者の安全性が懸念される地区もみられるため、自動車及び歩行者の安全で円滑な移動を確保する道路ネットワークの形成が必要です。また、高齢化に伴い自家用車を使わない人が増えることが予想されるため、自転車・歩行者空間の整備や公共交通サービスの充実がますます求められているといえます。

今後は、これまで整備してきた道路、鉄道、港湾などの交通基盤を活かしながら、各地域間の交通ネットワークを強化するとともに、コンパクトな市街地を形成し、歩いて暮らせるまちづくりを実現する交通体系の整備を進めます。

【交通体系整備の基本方針】

安全で快適に移動できる道路空間の整備

歩道、自転車・歩行者用道路の整備を進めることにより、安全で快適に通行できる道路空間の整備に努めます。また、市の骨格を形成する幹線道路については、各地域から発生する交通を効率的に集約し、通過交通を円滑に処理するため、全市的観点からみた適正な配置・整備を進めます。

持続可能な公共交通サービスの確保・提供

高齢者や学生など自家用車を使わない人の移動手段の確保、地球環境への負荷の低減などの観点から、交通事業者との連携のもと、地域の実情や移動ニーズに合った持続可能な公共交通サービスのあり方や体系を検討し、サービスの確保・提供に努めるとともに、鉄道・バス・タクシーの利用促進に向けた基盤整備や情報提供等を図ります。

将来の土地利用、地域のまちづくりと連動した道路整備

将来のまちづくりと整合し、整備効果の高い道路については重点的に整備を進めるとともに、社会経済情勢の変化や、代替道路が整備されたことで必要性が低くなった計画道路については、地域住民の意向等も踏まえながら計画の見直しを検討します。

2) 道路網の整備方針

1 国土連携を担う高速自動車道路の活用

山陽自動車道については、国土連携を担う高速自動車道路として位置づけ、広域交流を促進する基盤として活用を図ります。

2 主要幹線道路の整備

山口宇部小野田連絡道路、国道2号、国道190号、国道316号及び県道小野田山陽線については、都市連携及び地域連携を担う主要幹線道路として位置づけ、未整備区間の整備・改良を進めます。

3 幹線道路の整備

幹線道路は、各地域から発生する交通を主要幹線道路に円滑に導くとともに、市街地の骨格を形成する役割を担う道路であり、都市計画決定された路線の未整備区間の整備・改良を進めるとともに、社会経済情勢の変化などで整備の必要性が低くなった路線については、住民との合意形成、関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しを検討します。また、その他の幹線道路においても、交通渋滞緩和や歩行者への安全性などの観点から、必要に応じて道路拡幅、歩道設置、交差点改良等によって、安全で円滑な交通環境の整備に努めます。

4 補助幹線道路の整備

補助幹線道路は、市街地内の交通を集約化して幹線道路、主要幹線道路に円滑に導くとともに、安全で良好な生活空間を形成する役割を担う道路であり、市街地形成状況や周辺土地利用等も考慮し、適正な市街地形成を図るべき地域の整備促進を図ります。一方、周辺に代替道路が整備されたことで必要性が低くなった路線や、将来も市街化の見込みが低い郊外部に配置された路線に関しては、今後、住民との合意形成、関係機関との調整を図りつつ、計画の見直しを検討します。

【道路区分と機能】

- | | |
|----------|--|
| • 主要幹線道路 | 都市間の交通や通過交通等、比較的長距離の交通を処理する道路
(県レベルの骨格道路) |
| • 幹線道路 | 都市内の拠点を結び、地区レベルの交通を集約して都市の骨格を形成する道路 |
| • 補助幹線道路 | 近隣住区と幹線道路とを結び、近隣住区レベルの骨格を形成する道路 |

3) 公共交通及び歩行者空間の整備方針

●鉄道

鉄道駅における交通結節点機能の強化、バリアフリー化を進め、分かりやすく、安全に公共交通機関が利用できる環境改善を図ります。

また、JR小野田線については、人口や都市施設が集積する市街地内を通過しているという強みと、鉄道によって市街地が東西に分断されているという弱みを考慮し、より利用しやすく、市街地の一体性を強化できるような環境の整備について検討します。

●バス

少子高齢社会、低環境負荷型社会に対応し、自家用車を使わない人も便利に移動できる社会を構築するため、「山陽小野田市地域公共交通網形成計画」に基づき、効率的・効果的なバス運行の実現により、持続可能な公共交通サービスの構築を目指します。

【山陽小野田市地域公共交通網形成計画について】

「山陽小野田市地域公共交通網形成計画」は、バス路線を含め、地域の実情に応じた、本市の望ましい「交通体系」のあり方を明らかにし、実現するための指針として策定されたものです。

本計画では、「効果的・効率的な公共交通網」、「わかりやすく利用しやすい公共交通」、「みんなで支える公共交通」を基本方針に設定し、都市拠点・地域拠点間交通の強化、交通結節点機能の強化、地域の実情に合った交通サービスの提供などを進めていくことを掲げています。

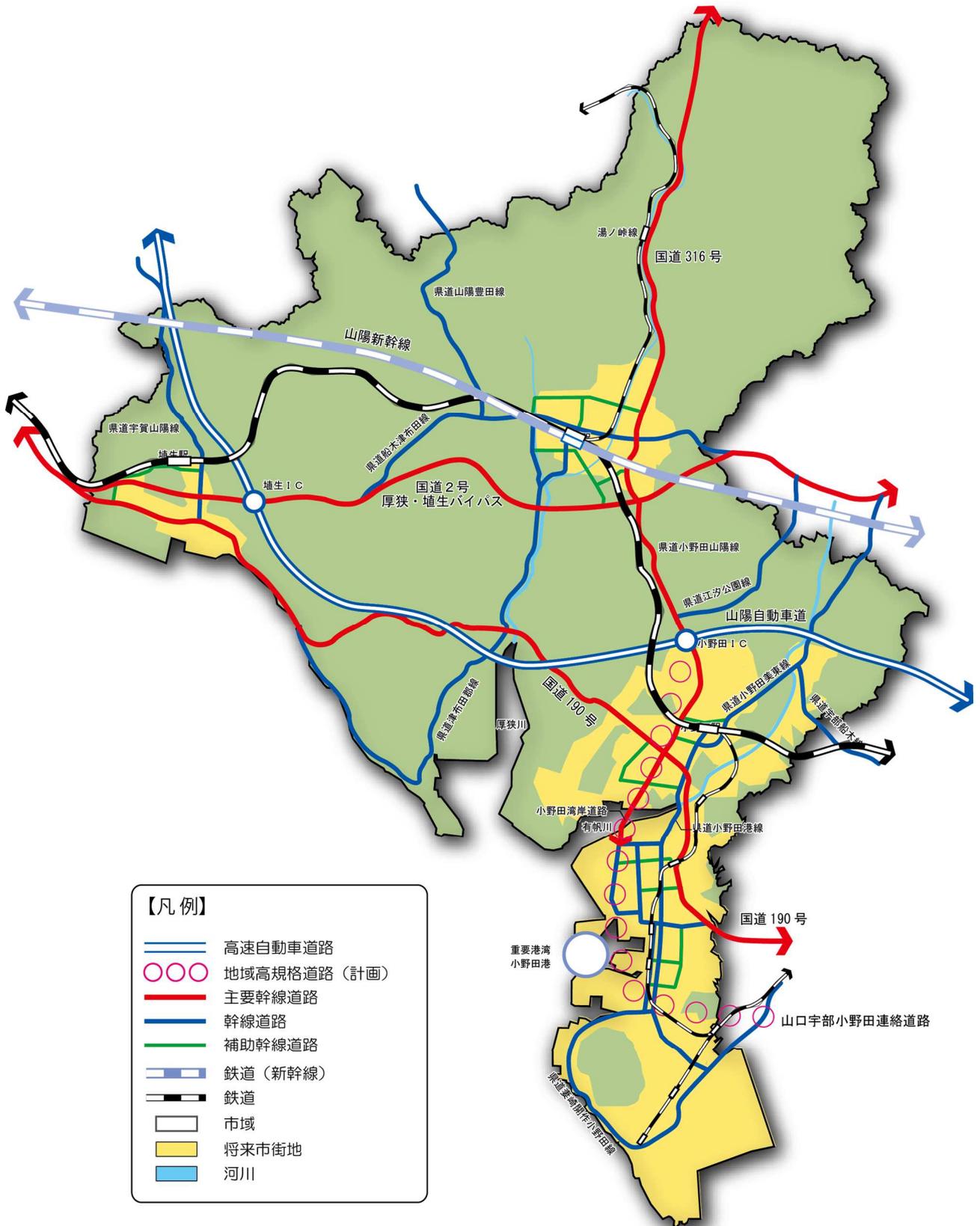
●歩道及び自転車・歩行者用道路

自家用車に依存し、車が中心となったまちから、誰もが楽しく歩いて暮らせるまちへと再構築を目指すため、コンパクトな市街地の形成と合わせて、市街地内の主要な移動経路における歩道の整備、市内の主要施設や公園・緑地などを回遊する自転車・歩行者空間の整備を図ります。

4) その他交通基盤の整備方針

重要港湾小野田港については、港湾に連絡する道路の整備によって需要増大を図るとともに、港湾施設の保全を図り、小野田港の利用促進を図ります。

[交通体系の方針図]



(4) 都市環境の保全及び創出の方針

1) 都市環境の保全及び創出の基本的考え方

本市は、北側一帯を山林に囲まれ、南側は瀬戸内海の周防灘に面しており、豊かな自然環境に囲まれた都市です。さらに、市街地のすぐ近くに農地や丘陵地が広がり、厚狭川、有帆川には、多くの動物や昆虫の生息が確認されています。しかし、農林業従事者の減少等を背景とした農地や山林の荒廃、郊外部の開発による農地や丘陵地の緑の減少が懸念されており、この保全方策を検討することが必要になっています。また、生活環境面では、下水道普及率が全国平均や県平均と比較しても大きく遅れており、早期整備に対する要望が多くあげられているとともに、既存の下水道施設については、ストックマネジメント計画に基づく適切な管理が求められています。

一方で、江汐公園、竜王山公園、物見山公園などの大規模公園をはじめ、各地で公園整備を進めてきた結果、市民1人当たりの公園面積が40㎡以上という、全国的にみても公園整備水準の高い都市となっています。こうした公園の多さや各公園が持つ魅力は、本市にとって重要な財産となっていますが、利用者のニーズに対応した適正な維持管理や施設の再整備が課題になっています。また、市街化が進む中で、身近な地域で日常的に利用できる公園整備が求められており、地域住民が主体となって、どのような公園を整備し、どのように維持管理していくか検討することが重要となっています。

このため、農地や山林の保全、公園・緑地や下水道等の整備や維持管理により、豊かな自然環境と調和し、環境への負荷を可能な限り抑える都市づくりを進めるとともに、市民が健康で安心して暮らせる快適な都市環境の形成に努めます。

【都市環境の保全及び創出の基本方針】

緑のネットワークと魅力ある公園の整備

環境負荷の少ない都市構造を目指し、快適な歩行者空間となるような連続性のある緑のネットワークの形成を進めます。また、公園利用者や地域住民の意見も反映しながら、地域特性や公園ごとの特徴を活かした魅力ある公園整備を進めるとともに、子どもからお年寄りまで皆が安心・快適に利用できるよう、公園のバリアフリー化や安全対策の充実に努めます。

自然環境の保全と都市内における自然の回復

現在の自然環境が将来にわたって維持されるよう、各種法制度を活用しながら、計画的な保全・整備を図ります。さらに、道路や公園、住宅地等における緑化の推進や、豊かな生態系を有する水辺空間の整備によって、都市内における自然の回復や緑の増加に努めます。

環境負荷軽減に寄与する都市施設の整備

環境への負荷軽減を図る観点から、地域の特性や将来の市街化の見通し等も踏まえながら、下水道施設などの整備、更新に努めます。

2) 公園・緑地の整備方針

1 緑のネットワークによる連続性・回遊性の向上

市街地内の緑の連続性や市街地から公園までの回遊性を活かした緑のネットワーク、河川や海岸の連続性を活かした水辺のネットワークの形成を図り、各市街地を緑や水辺がつなぐ都市構造を創出します。これら緑や水辺のネットワークについては、歩道、自転車・歩行者用道路の整備、緑化やベンチ等の適切な設置などにより、安全で快適な歩行者空間の創出を図ります。

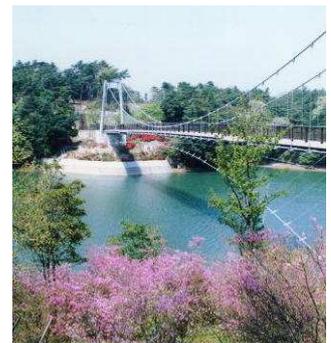
2 身近な公園の整備

身近な公園が不足している地区において新たな公園の整備を図るとともに、既存の公園・緑地についても、より多くの人々に利用され愛着が持てるよう、利用者のニーズに対応した利用方法や維持管理方法を検討し、住民主体による公園づくりを進めます。また、道路沿いの未利用地や歩道の一部を活かしたポケットパークや広場の設置等により、まちなかを歩く人々が憩える空間の創出を図ります。

3 レクリエーション拠点となる大規模公園の整備・充実

●江汐公園

江汐公園は、湖を中心に、ツツジをはじめ豊かな自然や四季折々の花に触れられる場所として、本市を代表する観光名所にもなっている公園です。この公園では、子どもからお年寄りまでが安心・快適に過ごせるような施設の整備や管理に努め、豊かな自然を活かした憩いの場として利用される公園づくりを進めます。



●竜王山公園

竜王山公園は、瀬戸内海に面して360度の眺望を持ち、花見やオートキャンプなどができる場所として、本市の観光名所にもなっています。また、山野草、ヒメボタルをはじめ、飛来するアサギマダラなど豊かな自然に触れられる場所ともなっています。この公園では、登山道や園路、オートキャンプ場内施設の適切な維持管理を図るとともに、焼野海岸・本山岬公園や市街地との回遊性を高め、より多くの人々に利用される公園づくりを進めます。



[竜王山公園オートキャンプ場]



[本山岬公園(くぐり岩)]

●物見山公園

物見山公園は、厚狭の市街地に近接し、花菖蒲園など豊かな自然に触れられる公園です。この公園では、散策路の整備に努めるとともに、市街地から公園までの回遊性を高め、より多くの人々に利用される公園づくりを進めます。



●縄地ヶ鼻公園

縄地ヶ鼻公園は、貴重な岩礁やその豊かな自然環境を形成する植物の保護と保全を基本理念に整備され、スイセンの名所にもなっている公園です。この公園では、今後もスイセンの植栽に努めるとともに、散策や野外レクリエーションなどを楽しめる公園づくりを進めます。



●糸根公園

糸根公園は、市指定天然記念物の「糸根の松原」があり、手軽な運動や散策を楽しめる公園です。この公園では、利用者のニーズに対応した園内施設の再整備など、地域住民がより快適に利用できる公園づくりを進めます。



【スマイルエイジングについて】

スマイルエイジングとは、スマイルの源である「心身の健康」を保ちつつ、誰もが笑顔で年を重ねていく（＝エイジング）ことで、目標とするものは「健康寿命の延伸」です。

本市では、スマイルエイジングの推進に向け、病気の予防や早期発見に向けた「知守（しるまもる）」、健全な食生活に向けた「食事」、基礎体力向上や介護予防に向けた「運動」、生きがいづくりや地域力の醸成に向けた「交流」の4つを軸に進めています。

公園は「運動」や「交流」の場としての役割を担っています。

3) 自然環境保全の方針

1 良好な自然環境の保全

市域北側に広がる山林については、保安林、地域森林計画対象民有林などの法規制の指定・運用による保全に努めるとともに、自然体験や学習の場としての活用を図ります。

市街地に隣接する丘陵地の緑については、緑地保全地域や風致地区などの指定も検討し、市民が身近に触れあうことのできる緑として保全・活用を図ります。

海岸や河川においては、生態系に配慮した整備を図るとともに、親水空間の整備や憩いの場の整備等によって水辺に親しめる環境づくりに努めます。

2 無秩序な市街化の抑制と農地の保全

郊外部における無秩序な市街地拡大を抑制するため、用途地域の指定のない地域にも、都市計画に基づく土地利用規制を行うとともに、優良農地の適正な保全に努めます。

【県における農地保全の取組】

高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、地域農業の5年後、10年後の展望が描けない集落・地域が多数存在している中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があります。

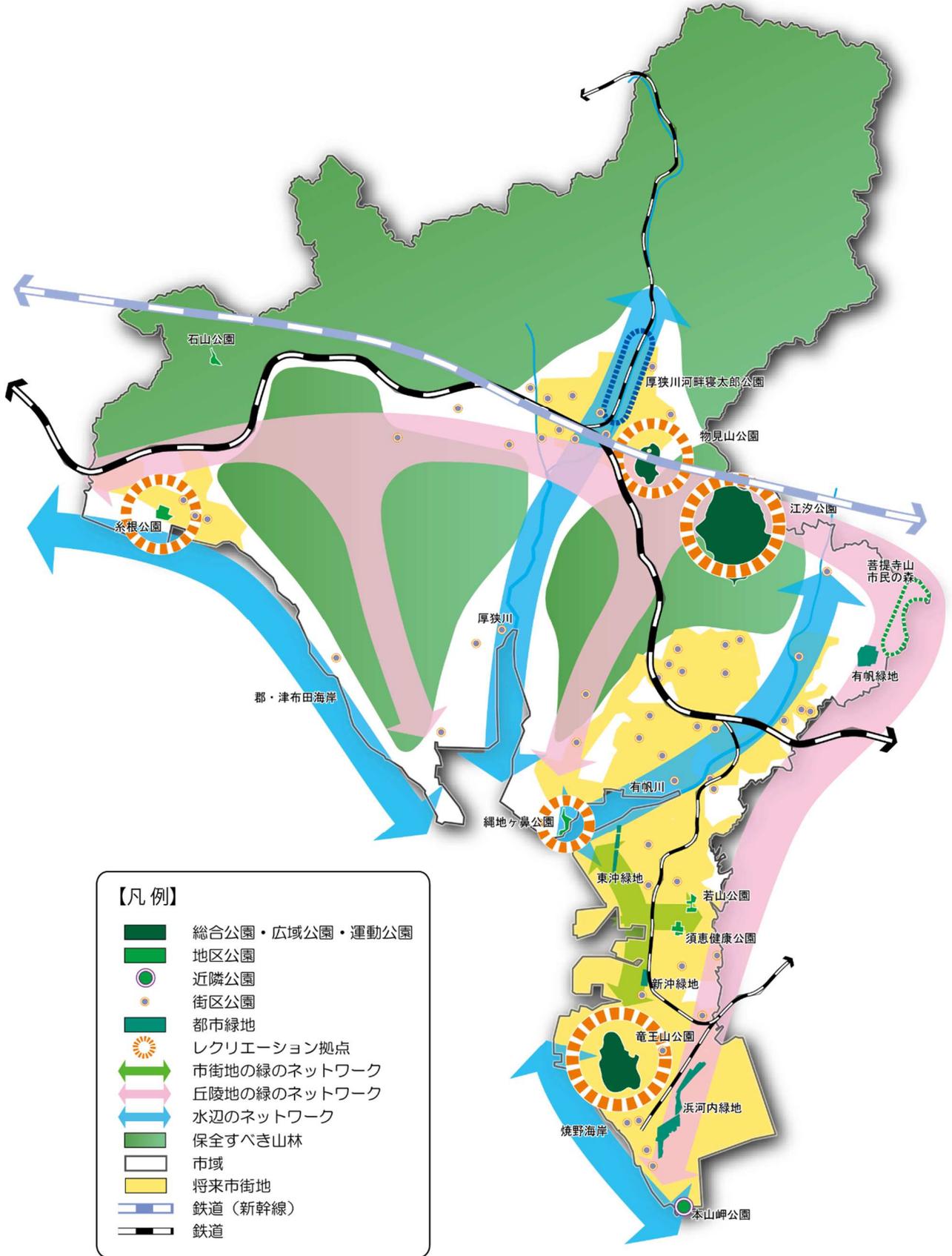
このため、山口県ではそれぞれの集落・地域において徹底的な話し合いを行い、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」となる「人・農地プラン」を作成し、農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化等を図る取組を推進しています。

3 市街地内の緑化の推進

市民と行政が一体となった活動を通じ、地区計画や緑地協定等を活用しながら、住宅地や事業所敷地など身近な地域における緑化を推進します。

その他、公園や道路などの都市施設や、多くの人々が利用する市内公共施設敷地における緑化を推進し、適切な維持管理に努めます。

[緑と水辺の方針図]



4) 生活環境保全の方針

1 緑化の推進による大気環境保全

工場等に起因する産業型公害、自動車排気ガスなどに起因する都市生活型公害などの発生を抑制し、都市の大気環境の保全を図るとともに、工場周辺の緩衝緑地、幹線道路沿道の街路樹など、大気浄化作用を持つ緑地の整備に努めます。

2 適正な排水処理による水環境保全

総合的、効率的な下水道整備や生活排水対策の推進により、河川、海などの水質汚濁の防止に努めます。

このうち、公共下水道については、汚水管網の整備により下水道普及率の向上に取り組むとともに、污水处理施設の整備及び、更新を進めます。また、農村集落においては、農業集落排水整備などにより、生活環境の改善と営農環境の保全を図ります。その他、公共下水道事業計画区域外及び農業集落排水整備区域外においては、浄化槽の設置を支援します。

3 廃棄物の適正処理

循環型社会の形成の観点から、廃棄物の適正管理に努めるとともに、環境への負荷の少ない生活様式（エコ・ライフ）を目指して、ごみの減量化や再資源化などの普及啓発に努めます。

(5) 市街地整備の方針

1) 市街地整備の基本的考え方

本市では、丘陵地部で緑豊かな住宅団地や工業団地の開発を進めてきた一方で、JR小野田駅・JR厚狭駅周辺で拠点市街地の形成に努めてきました。しかし、既成市街地では、農地や未利用地が介在する低密度な市街地や、道路などの都市基盤が整備されていない市街地も多くあり、良好な市街地形成に向けて適切な整備を進めることが必要となっています。

また、コンパクトな市街地形成を進めるためには、郊外部における新たな市街地の整備よりも、既成市街地内における良好な住環境整備を重点的に進める必要があります。

このため、既存の社会資本を最大限活用するとともに、新たな公共施設についても既成市街地内に配置するなど、既成市街地内の居住環境の向上や土地の有効利用の促進に努めます。また、地域の特性に配慮したきめ細かいまちづくりを推進するため、住民参加によるまちづくりの中で、地区計画、建築協定等の活用を図ります。

【コンパクト・プラス・ネットワーク】

多くの地方都市では、急速な人口減少や高齢化に加え、地域の産業の停滞も要因し、活力が低下しています。加えて、住宅や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散することで、市街地の低密度化が進行しています。厳しい財政状況の中、拡散した市街地において生活サービスを提供・維持していくことは、困難です。

高次都市機能を維持するためには、一定の圏域人口が必要であり、生活サービスを効率的に提供するために拠点機能の「コンパクト化」と同時に、地域の公共交通網など「ネットワーク」の再構築と高次の都市機能維持に必要な圏域人口の確保を図ることが必要です。

都市の機能や人口を各地域の拠点に集めた「コンパクトなまち」を、誰もが自由に移動できる「交通ネットワーク」でつなげていく「コンパクト・プラス・ネットワーク」という考え方が近年重要となっています。

【市街地整備の基本方針】

安全・快適に生活できる市街地環境の整備

安全・快適で利便性の高い市街地形成を目指し、生活道路の改善、オープンスペースの確保、適正な建物更新及び立地誘導を図ります。また、既に緑豊かで魅力的な環境を備えている住宅団地においては、良好な居住環境が保全され、さらに充実されるよう努めます。

地域特性を踏まえたきめ細かな市街地整備の推進

各地域が抱えている問題や課題を十分に考慮しながら、きめ細かい市街地整備を進めます。特に、歴史的・文化的資源周辺の市街地については、これらの資源の持つ特性や景観に配慮した市街地の形成に努めます。

住民が主体となった市街地整備の推進

今後、様々な機会を通じて住民意向の把握・反映に努めるとともに、誰もが主役になれるまちづくりが積極的に進められるよう、幅広く情報を発信していきます。また、まちづくり協議会など、住民が主体となって話し合いや意思決定ができる体制づくりに努めます。

2) 市街地整備手法の運用方針

1 都市再生整備計画事業等の導入

主要駅周辺地区などにおいては、都市再生整備計画事業等を活用して、にぎわいを再生する計画的な市街地整備を図ります。

2 地区計画等の活用

既に市街地が形成されており、生活道路や公園等の施設が不十分な地区においては、地区計画等を活用して、計画的な市街地更新を図ります。特に、建物が密集する地区においては、老朽化した建築物の建替えとあわせて、狭隘道路の拡幅、行き止まり道路の解消等を進め、安全性の高い市街地の整備を図ります。

3 空き家問題への対応

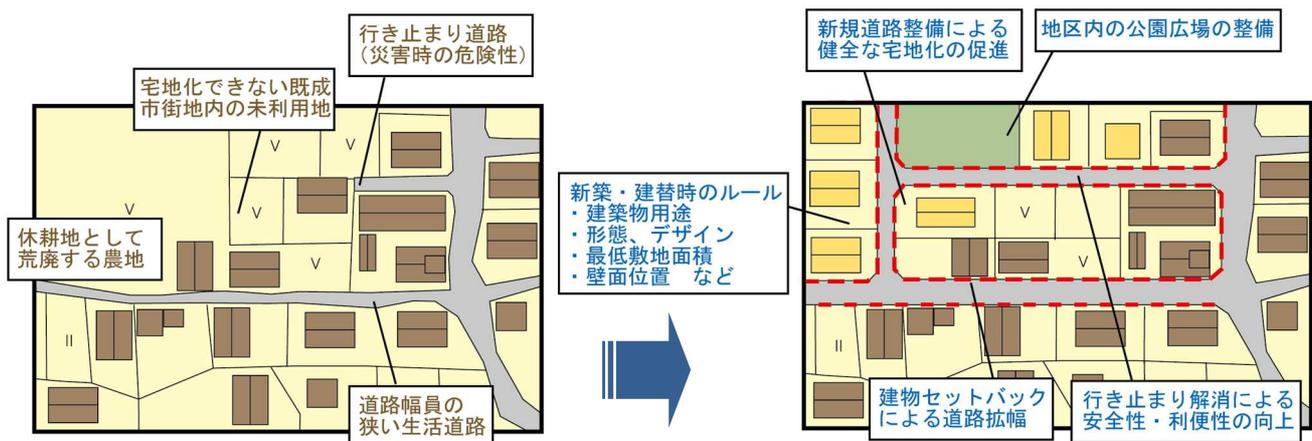
住民の転出等により発生している既成市街地内の空き家については、空家等対策計画に基づき、適切な管理及び利活用の促進に努めます。

また、空き店舗については、商店街や商工会議所と連携を図りながら、その利活用の促進に努めます。

【市民アンケート調査結果】

「市民アンケート」では、生活環境の中で「身近な道路の整備」、「身近な道路の安全性」、「空家等の管理及び抑制対策」については、重要度が高く、かつ満足度が低い項目として挙げられていることから、特に重点的に改善に取り組む必要があります。

[地区計画による市街地更新のイメージ]



(6) 都市景観形成の方針

1) 都市景観形成の基本的考え方

高度経済成長期以降、地域の風土や歴史・文化が顧みられることなく全国どこでも同じような街並みが作られてきました。しかし、近年では、美しい街並みや独自の景観が、魅力や品格、さらには「住みよい暮らし」を構成する重要な要素となっています。

本市では、市街地周辺の田園風景、その背後に広がる丘陵地の緑、厚狭川、有帆川に代表される河川、周防灘に面した開放感ある海岸など、豊かな自然を感じさせる景観に囲まれています。また、史跡や文化遺産が点在し、本市の個性を演出する要素となっています。しかし、既成市街地の衰退による古い街並みの喪失、郊外部への市街地拡大による個性のない街並みの形成といった状況もみられ、山陽小野田らしい景観を保全又は形成するための取組が必要になっています。

今後は、自然的景観と都市的景観とが調和し、本市の個性を活かした魅力と活力ある街並みを創出できるよう、市民、行政、専門家がそれぞれの役割を發揮しながら、一体となって景観形成に対する取組を進めていきます。

【都市景観形成の基本方針】

山陽小野田市らしい個性ある景観資源の発掘

市街地を取り囲む豊かな自然、そして、市内に分布する史跡や歴史的建造物が本市にとってどのような役割を担ってきたかを再確認し、将来にわたって保全すべき景観資源とその保全に対する考え方を市民と行政とで共有するよう努めます。

優れた景観と調和する街並みの創出

優れた自然景観や歴史的景観の周囲の市街地においては、景観を阻害することのないよう構造・デザイン等に配慮するとともに、周辺の景観との一体性や連続性を持つ良好な街並みの創出を目指します。

景観の保全・創出を実現化するための規制・誘導の導入

景観資源の保全や、「住みよい暮らし」を感じられる良好な街並みの形成を図るため、地域の特性や市民等の意向も踏まえながら、景観計画を策定し、適切な規制・誘導を図ります。

【景観行政団体と景観計画】

景観行政団体は、景観法に基づく景観行政を担う主体で、都道府県の同意を得た市町村が景観行政団体となることができ、景観計画を策定することができます。山陽小野田市は平成30年（2018年）に景観行政団体となりました。今後は、景観行政団体として、景観法に基づき景観形成上重要な公共施設の保全や整備の方針、景観形成に関わる基準等を定める景観計画を策定する必要があります。

2) 都市景観の形成方針

1 市街地を取り巻く豊かな自然景観の保全

市街地の背後地に広がる丘陵地・山地については、保安林、地域森林計画対象民有林、風致地区等によって緑豊かな自然景観の保全を図ります。また、自然とふれあえる登山道や展望台などの眺望点の整備により、市街地や瀬戸内海を眺望できる場を確保します。

市街地周辺及び干拓地に広がる農地については、無秩序な市街化の抑制とともに健全な営農環境の維持を図ることにより、のどかな田園景観の保全を図ります。

現在も一部に残る自然海岸やきららビーチ焼野などの人工海浜、また、厚狭川、有帆川などの河川については、防災面、環境面で必要となる対策も考慮しながら、美しい海岸景観の保全・整備、身近な水辺空間として連続性のある河川景観の形成を目指します。

2 歴史的・文化的資源を活かした個性ある都市景観の形成

古墳時代に造られた長光寺山古墳などの遺跡、近世に造られた浜五挺唐樋などの土木建造物、そして近代に造られた小野田セメントに関連する建築物等については、本市の長い歴史を今に伝え、本市の個性を形づくる貴重な財産です。これら歴史的・文化的資源の残る周辺一帯については、一体的に歴史的・文化的景観が形成されるよう努めます。



[長光寺山古墳]



[厚狭毛利家墓所及び墓碑]



[浜五挺唐樋]



[小野田セメント徳利窯]



[小野田セメント山手倶楽部]

【景観アドバイザー登録制度】

山口県では、身近にある良好な景観をかけがえのない財産として、守り、育て、活用していくために、「山口県景観アドバイザー登録制度」を創設し、平成17年度（2005年度）から運用しています。山口県景観アドバイザー登録制度とは、県、市町、県民及び事業者が取り組む景観形成活動の支援を図るため、景観に関する知識・経験を有する方を山口県景観アドバイザーとして登録し、派遣する制度です。

3 快適でうるおいのある市街地景観の創出

市街地の形態や特性を踏まえ、快適でうるおいのある景観の創出を目指します。

●住宅地景観

住宅地については、地区計画、建築協定、緑地協定などを活用しながら、敷地内及び沿道の緑化、構造やデザインの統一などにより、ゆとりとうるおいのある住宅地景観の形成を目指します。

●商業地景観

駅前商業地や大規模商業施設周辺においては、地区の特性を踏まえながら、舗装、街灯、街路樹などの修景整備を図るとともに、人々の憩える空間の整備などにより、にぎわいのある景観形成を目指します。

●工業地景観

工業地については、緩衝緑地や敷地内緑地により、周辺の市街地や丘陵地と調和した良好で緑豊かな工業地景観の創出を図ります。

●道路景観

市街地内の主要な幹線道路については、街路樹等による計画的な緑化を推進するとともに、沿道敷地における緑化やデザインの統一化を誘導し、緑豊かな道路景観の形成を目指します。その他、山間部や海岸部の幹線道路については、周辺の自然景観との調和に配慮した整備を図ります。

(7) 都市防災の方針

1) 都市防災の基本的考え方

近年、全国各地で発生している災害の状況をみると、大規模地震の発生や、台風や前線に伴う集中豪雨や予測困難なゲリラ豪雨の発生頻度が著しく増加していることが指摘されています。また、被災した地域の状況から、老朽家屋が密集した市街地や集落地では、一箇所の火災発生が甚大な被害をもたらすことや、山間部や急傾斜地の集落では、土砂災害による直接的な被害だけでなく、道路寸断によって集落が孤立する危険性もあります。

本市は、浸水の危険性のある地区や、土砂災害の危険性の高い地区が各地に分布しています。また、漁村集落などでは、狭い道路を挟んで木造の建物が密集し、消防車が進入できないような地区もみられます。

高度経済成長期に建設された多くのインフラ（公園、橋梁、上下水道など）については、老朽化により、安全に利用できる限界を迎えつつあることから、計画的な管理を行うことが求められています。

今後、地震災害や水害、土砂災害、火災など、あらゆる災害から市民の生命と財産を守り、これまでに整備したインフラの老朽化に対応することで、市民が安心・安全に暮らせるように、「減災」の視点に立って、災害に強い都市づくりを推進します。

【都市防災の基本方針】

被害を軽減するための都市基盤整備の推進

道路、公園、河川などのオープンスペースは、災害時における避難路や避難場所、延焼遮断帯などの機能を備えており、これら都市基盤施設を整備することによって、災害による被害の拡大防止を図ります。また、災害の発生を未然に防止するため、河川改修、護岸整備、急傾斜地崩壊対策を推進します。

災害危険性の高い市街地の解消

都市基盤整備を進める一方で、建物の耐震化・不燃化等を進めることで、地震や火災に伴う被害発生及び被害拡大の抑制を図ります。特に、木造密集市街地や浸水・土砂災害の危険性の高い市街地については、市街地整備事業や地区計画等の導入可能性も検討しながら、危険性の解消に努めます。

防災まちづくりと都市計画との連動

防災にとって重要な「自助」「共助」「公助」という基本的な考え方を踏まえ、地域住民の視点からみた安心・安全のまちづくりを、住民が主体となって進めていけるような仕組みの構築を図ります。

インフラの計画的な維持管理

これまでに整備されたインフラが老朽化により、同時期に更新を迎えることが懸念されていることから、計画的な維持・保全・整備に努めます。

2) 都市防災の整備方針

1 水害に強い都市づくり

河川改修などの河川整備、沿岸部における護岸整備、そして低平地における内水排除対策を計画的に進めるとともに、集中豪雨などによる浸水被害を防除するため、雨水排水整備を計画的に推進します。

ただし、近年の災害の経験からも明らかなように、想定外の台風や大雨、津波が発生すると堤防の決壊や溢水によって住宅浸水などの災害が発生する恐れがあります。このため、浸水が予想される地区においては、洪水・高潮・津波ハザードマップを活用した図上訓練等を通じて、地域の避難場所や避難路を周知し、被害を最小限に抑えるとともに、宅地内に雨水を一時的に貯留することによる流出量の抑制や、新たな市街地開発抑制の必要性や妥当性について検討します。

【市民アンケート調査結果】

「市民アンケート」では、自然災害に対する防災対策について、重要度が高く満足度が低い、という結果が得られました。また、多くの人々が空き家や老朽家屋の増加を心配しています。

災害に対する不安を感じなくて済むように、災害の発生を防ぐための取組、そして、被害の拡大を最小限にするための取組が求められています。

2 震災・火災に強い都市づくり

市街地の避難圏域等を考慮しながら、災害時の避難場所となる公園をバランス良く配置するとともに、これら避難場所とのネットワークに留意した道路の整備を進めます。また、整備にあたっては、延焼遮断機能が確保されるよう、植樹帯の配置、植樹の種類等に留意します。

建築物が密集する市街地においては、火災の延焼防止を図るための防火地域・準防火地域の指定や、生活道路や公園の整備と一体となった市街地の改善方法などを検討するほか、災害時における避難路の閉塞防止のため、ブロック塀の安全対策や生垣化の促進に努めます。

【自助・共助・公助】

災害の発生を完全に予知し、防ぐことは不可能といわれており、いつか必ず起こる災害に備えることが重要であると指摘されています。

「減災」とは、「防災」が災害の発生を未然に防ぐことを重視するのに対し、災害発生後の被害を最小限にとどめることを重視する考え方であり、平時から「自助、共助、公助」による取組を進めることが重要となります。

「自助」とは自らの命は自分で守ること、「共助」とは隣近所が助け合って地域の安全を守ること、「公助」とは行政が個人や地域の取組を支援することをいいます。阪神・淡路大震災でも、倒壊家屋から救出された人の多くが、地域住民の手によって助け出されたことが報告されています。

3 土砂災害に強い都市づくり

土砂災害ハザードマップ等を活用し、市内の災害危険箇所を事前に把握するとともに、正しい情報を地域住民に周知することにより、土砂災害による被害拡大を防ぐよう努めます。また、集中豪雨などによる土石流や、急傾斜地での崩壊といった災害を防止するため、関係機関と連携を図りながら、砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業等を推進します。

4 インフラの計画的な維持管理

これまでに整備されたインフラの定期点検等を実施し、現状の把握を図ります。また、同時期に更新を迎えることが懸念されていることから、長寿命化修繕計画等の策定により、インフラの計画的な維持・保全・整備を行います。